

お 知 ら せ

平成 27 年 2 月 4 日
東北電力（株）

女川原子力発電所 2 号機における地震後の設備健全性確認点検の 記録に関する再確認結果について

[これまでの経緯]

当社は、女川原子力発電所 2 号機の地震後の設備健全性確認点検^{*}の記録について、平成 26 年度第 2 回保安検査（平成 26 年 9 月 1 日～9 月 12 日）の中で、抜けや誤りがあるものや、訂正が社内マニュアルに従って行われていないものなどの不備が確認され、平成 26 年 10 月 29 日、原子力規制委員会より保安規定違反（監視）との判定を受けました。

当社では、第 2 回保安検査での指摘等を踏まえ、経営層を含めた全社的な体制を構築し、地震後の設備健全性確認点検記録の再確認を行うとともに、原因分析と再発防止対策の検討を進めております。

[点検記録の再確認結果]

女川 2 号機の点検記録全数について再確認した結果、「点検結果の記載に不備がある事案」が 207 件、「点検結果の不適合管理に不備がある事案」が 137 件、このほかに、「記録の品質の観点から改善が必要な事案」が 3,844 件、計 4,188 件の不備を確認いたしました。なお、予め計画された点検は全て実施されていることを、あわせて確認しております。

当社は、原子力品質保証活動のもと継続的な改善による業務品質の向上に取り組む中で、点検記録の不備を多数発生させたことを重く受け止め、深く反省しております。

[原因と対策]

今回の地震後の設備健全性確認点検には、以下の特徴があります。

- ・ 定期検査等のように繰り返し行っている点検とは異なる新たな業務
- ・ 全機器を対象とした点検であり、かつ多数の機器の点検を並行して実施

しかしながら、本点検の実施にあたり、これらの特徴を踏まえた事前検討が不足していたため、以下のような直接的な原因により、今回の事案が発生したものと考えております。

- ・ 新たに作成した点検記録様式が記載誤りを誘発しやすいものとなっていた
- ・ 記録の訂正のルールや機器の軽微な所見に対する不適合管理のルールが不明確となっていた

このため、これらの原因分析を踏まえ、すでに記録の様式改訂やルールの明確化などの対策を講じております。

さらに、こうした対策にとどまらず、引き続き、原子力品質保証活動のさらなる質的向上を目指し、組織的な背景要因も含めた詳細な原因分析を進め、再発防止に向けた実効的な仕組みづくりの検討を行ってまいります。また、女川1、3号機の点検記録の再確認も進めてまいります。

なお、女川原子力発電所においては、地震後の設備健全性確認点検や定期的な巡視・点検等を通じて、設備の安全性が確保されていることを、継続的に確認しております。

以 上

※ 地震後の設備健全性確認点検とは、東北地方太平洋沖地震が発電所に与えた影響について、原子炉施設保安規定に基づき、設備や機器の健全性の確認方法や時期等を定めた「特別な保全計画」を策定し、平成23年8月から実施しているものです。

(別紙)

1. 女川原子力発電所2号機 地震後の設備健全性確認点検記録の再確認結果の概要
2. 再確認において確認された事案の例
3. 通常点検と地震後の設備健全性確認点検の違い